

神奈川県風景地開発に関する一考察

東海大学大学院 学生会員 ○若林 祐介
東海大学 正会員 秋本 福雄

1. はじめに

1930年代における日本の公園緑地計画は、欧州の緑地計画論を受けて発展した。1930年当時、神奈川県知事の山縣治郎の論文によると、「神奈川県は夫れ自体が風景地である」とあり、神奈川県は風光明媚に富む地形を有し、近隣の府県から慰楽、休養、避暑などの用に利用されていた。また、神奈川県は1930年当初から独自の緑地計画、緑地事業を展開していた²⁾。同時期に策定された東京緑地計画(1932-1939)における調査資料には、県内有数の風景地が列挙されている。

本研究は、戦前期、戦後における神奈川県の緑地事業の変遷および神奈川県における風景地開発の変遷を明らかにする。

2. 戦前期における神奈川県の公園緑地事業(1920-1936年)

神奈川県では1928年、都市計画課に公園係が設置されて以来、広域的な観点から緑地計画の調査・検討が進められた³⁾。

1920年代まで遡ると、緑地の保全方法は旧都市計画法第10条による「風致地区」指定であった。この地域では、「その地形地貌其他一般風致の原状を維持する事を以て原則とす」とされている⁴⁾。

神奈川県では1931年7月17日に横須賀4ヶ所指定したことに始まり、1933年12月26日に川崎2ヶ所、1935年8月12日に三崎(油壺)、1937年6月、鎌倉に指定した(図1参照)。

1930年代前半、東京緑地計画協議会は、東京緑地計画案を編纂するべく、東京府全域及び神奈川、埼玉、千葉の一部の緑地に関する調査を進めた。この結果、1935年12月、東京緑地計画第3回協議会で、東京緑地計画区域内37ヶ所に景園地⁽¹⁾⁽²⁾を指定し、神奈川県は8ヶ所37,110haを指定した(図2参照)。

神奈川県は、「風光明媚、気候温和にして屈指の景勝地として知られている」とあり、予てから風景地に恵まれる地形、風貌であった。また、「日本屈指の風景県であるとともに、特異性を有する観光県」である実情から、県下各地における風景地は、維持保存しなければならないことは勿論、さらに進んでこれを積極的に修景して、随伴の施設の設置が急務であった⁴⁾。

1935年12月、通常県会で1936年度予算中に初めて風景地開発助成費が計上議決され、次いで1936年6月19日付神奈川県告示第432号で、風景地開発助成規程(図3参照)の制定公布に至った。

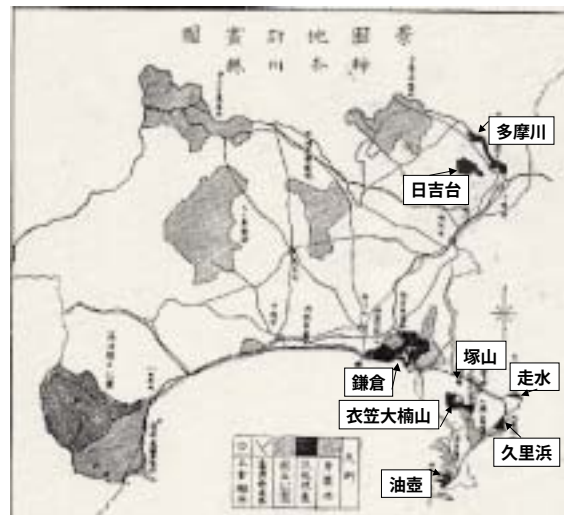


図1 神奈川県における風致地区・景園地位置図(1938年)
出典:公園緑地2巻4号(1938)「風景地開発座談会」P.36

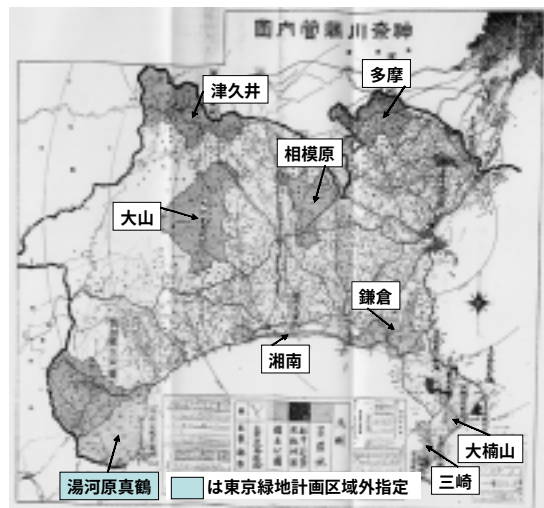


図2 神奈川県の景園地位置図(1937年)
出典:神奈川県(1937)「風景地の開発に就て」

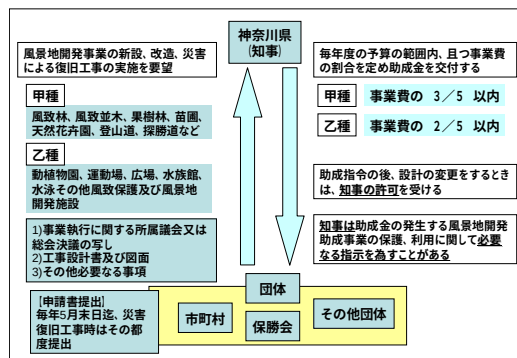


図3 風景地開発助成規程概念図(1936年)

注) 神奈川県(1937)P.35-37を参考に筆者作成

キーワード：風景地、風景地開発、景園地、県立公園

連絡先 〒259-1292 神奈川県平塚市北金目 1117 東海大学大学院工学研究科土木工学専攻

3. 風景地開発助成規程(1936年6月)

1936年6月に制定した風景地開発助成規程によって助成される対象は、「市町村又は保勝会その他適当と認めらるる団体」とあり、主として景園地に対して助成する方針が執られていた⁵⁾。予算中に風景地開発事業費を設定したことは、県立公園問題の改善に向けて僅かながら前進したこととなった。

1937年12月の通常県会で、1938年度歳出予算風景地開発費中に、県立公園調査費1400円を計上議決した⁵⁾。次いで1939年9月、県告示として県立公園候補地を選出した(図4参照)。

戦争の熾烈化に連れて、防空と防災の目的から緑地、公園が要求される機運が高まり、その結果1940年から終戦までの5ヶ年間に横浜川崎両大都市では一挙に12公園、19児童公園を開設した。その他にも4大緑地の用地買収が行われていたが、戦勢と共に次第に工事の進捗は鈍った。

4. 戦後における神奈川県立公園緑地事業(1945-1950年)

戦争直後の横浜川崎では、被戦災公園は28ヶ所にも及び、加えて深刻な食糧の欠乏事情から残った公園も含め、すべての公園は菜園として耕地化された。自作農の創設、特別措置法による農地買収の際、市街地の中心部の公園までが、現状農地であるという理由から買収の対象にされた当時の状況を示している⁶⁾。

1946年から、他府県と同様に農地問題の調整に関係者の努力により、また、旧軍用地の公園転換への尽力と共に戦災復興計画の苦難の中で、1948年、実質的な公園建設が始まった。1950年9月には神奈川県立公園条例が制定公布され、これにより戦後に整備された県内の公園面積が、横浜、川崎では下回っているものの、その他の市町村では急激に増加している(表1参照)。したがって、神奈川県の公園事業の成果は、1935年の東京緑地計画景園地指定を足がかりとして、1950年の県立公園条例の制定により実現したのである。

5. まとめ

- (1)神奈川県における風景地開発事業の起因は、1931年に指定された都市計画法に基づく風致地区の指定によるものであり、将来的に県立公園となるべく地域を厳選して指定していた。
- (2)風光明媚に富む特異な地勢を有する神奈川県において、風景地開発に関する独自の緑地事業が多く占める中、県立公園問題を解決する糸口となったのは、1935年の東京緑地計画景園地指定であった。

【注釈】

- (1)東京緑地計画決定事項収録(1939)(公園緑地3巻2・3号P.294)によれば、「公共ノ直接風致鑑賞及野外ノ保健、慰楽、休養ニ供スル為保護若ハ利用ニ関シ統制及施設スベキ団ノ風景地ヲ謂フ」とある。
- (2)神奈川県では、景園地の選定は、「県立公園問題発生の動議となったもので、此の頃より県下景勝地に於ては、漸やく県立公園の設定の声が高まって来た」⁵⁾とされている。

【参考文献】

- 1)山縣治郎(1930),「湘南地方計画と風致開発策」,都市公論13巻7号P.5-15,都市研究会
- 2)若林祐介(2004),第31回関東支部技術研究発表会IV-53,土木学会関東支部
- 3)神奈川県都市政策課(1985),「神奈川県都市政策史料集第1集」P.93,神奈川県都市部都市計画課
- 4)神奈川県都市計画課(1937),「風景地の開発に就て」,神奈川県
- 5)神奈川県都市計画課(1939),「県立公園資料」,神奈川県
- 6)永瀬肇(1951)「神奈川県と公園」,公園緑地13巻4号P.4-5



図4 神奈川県立公園位置図(1939年)
出典:風景6巻12号(1939)P.6

表1 神奈川県内の公園状況(1951年)

都市名	公園数 単位:ヶ所				面積 単位:ha		
	戦前	戦後	不明	合計	戦前	戦後	面積(ha)
横浜	21	36	3	60	88.84	74.36	202.15
横須賀	2	35	0	37	4.34	56.96	61.30
川崎	5	28	1	34	49.20	27.52	193.39
平塚	0	8	0	8	0.00	4.75	4.75
藤沢	0	6	0	6	0.00	8.38	8.38
小田原	1	0	1	2	6.33	0.00	13.68
茅ヶ崎	0	2	0	2	0.00	4.35	4.35
三浦郡	0	3	1	4	0.00	2.12	20.79
高座郡	0	11	0	11	0.00	1.20	1.20
中郡	0	1	1	2	0.00	0.22	20.38
足柄上郡	0	3	0	3	0.00	0.42	0.42
足柄下郡	1	4	1	6	3.67	16.32	19.99
愛甲郡	0	1	0	1	0.00	0.10	0.10
津久井郡	0	1	0	1	0.00	2.43	2.43
合計	30	139	8	177	152.38	199.13	553.31

出典:公園緑地13巻4号(1951)P.28-31